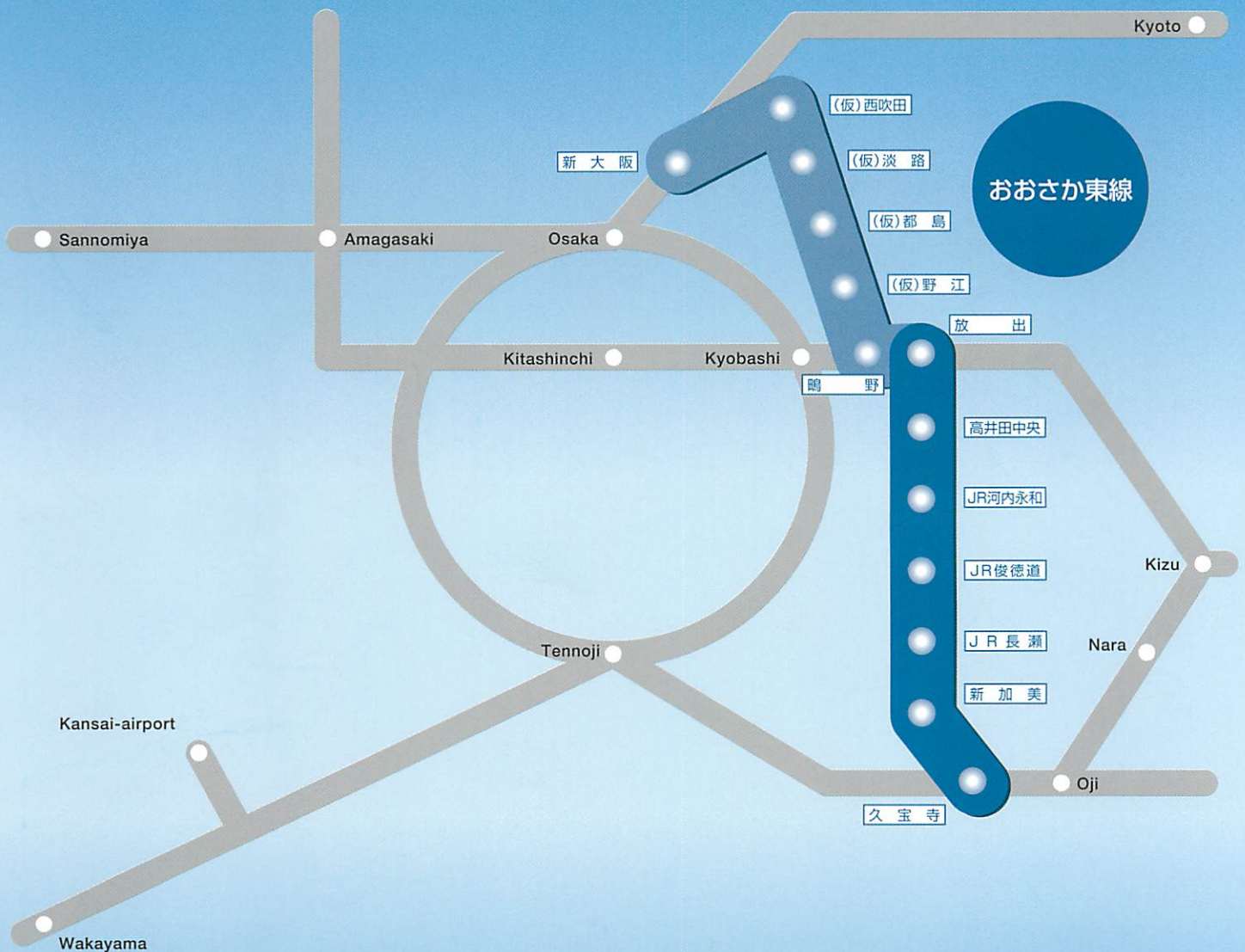
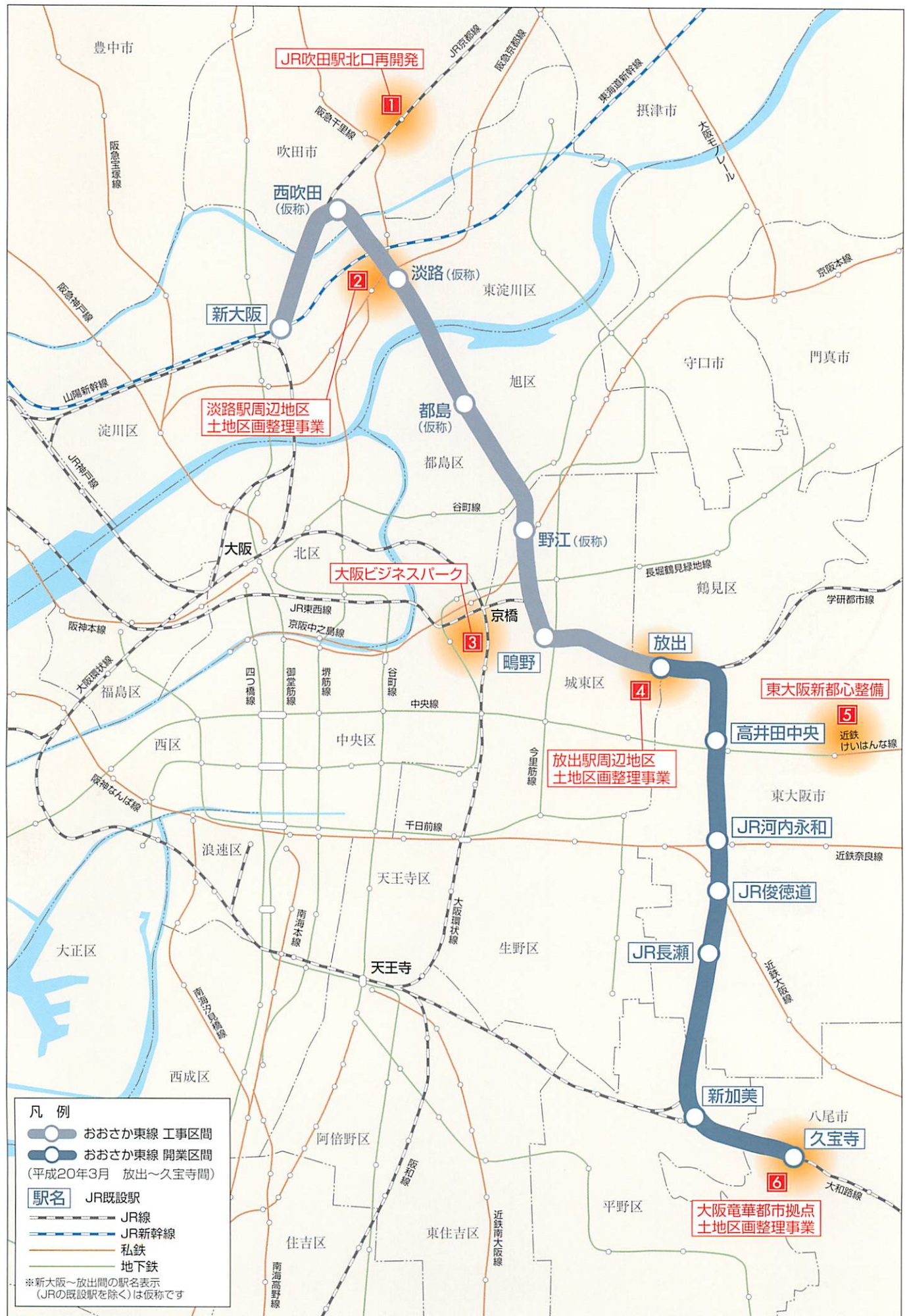


おおさか東線

つながるネットワーク、ひろがる未来



明日の関西を担う新たな幹線鉄道 ~おおさか東線~



おおさか東線の整備効果

広域鉄道 ネットワークの形成

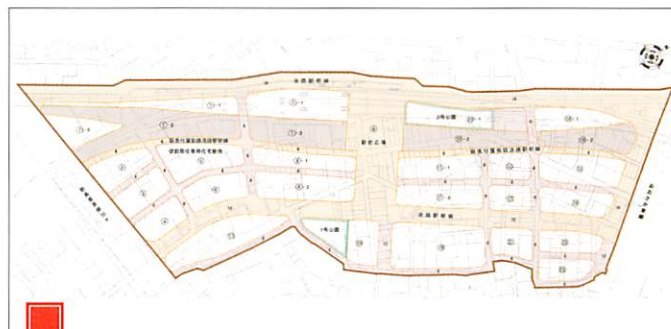
おおさか東線は、JR京都線の新大阪駅を起点に、大和路線の久宝寺駅にいたるまで、大阪東部を南北に走る新路線。途中、大阪中心部から放射状に広がる阪急千里線・京都線、京阪本線、学研都市線、地下鉄御堂筋線・谷町線・今里筋線・中央線、近鉄奈良線・大阪線と相互に連絡することで、同地域の南北流動及び都心部へのアクセスの向上、並びに都心部に位置する各ターミナル駅への旅客集中を緩和させます。また、JR線との連携を深めることで関西圏での広域鉄道ネットワークの充実が一層図られることになります。

活気あふれる 街づくりへの貢献

大阪東部地域では、都心部に近いという利点を生かし、既成市街地の再生や都市機能の拡充によって新しい街づくりが進められています。おおさか東線は、このような高いポテンシャルを有する拠点地区を相互に結びつけることで、各駅周辺を中心とした活気あふれる街づくりを促進し、沿線地域をより便利に、より豊かにする路線としても大きく期待されています。



1 JR吹田駅北口再開発



2 淡路駅周辺地区土地区画整理事業



3 大阪ビジネスパーク



4 放出駅周辺地区土地区画整理事業



5 東大阪新都心整備



6 大阪竜華都市拠点土地区画整理事業

おおさか東線整備事業

事業の概要

おおさか東線は、旅客輸送を行うため城東貨物線(片町線支線)の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに新大阪駅から淡路駅(仮称)までの連絡線を新設し、新大阪駅から大阪東部地域を経て大和路線の久宝寺駅にいたる旅客線を整備するもので、平成20年3月放出から久宝寺までが開業しました。

■建設主体

大阪外環状鉄道株式会社(第三種鉄道事業者)
(大阪府、大阪市、東大阪市、吹田市、八尾市、西日本旅客鉄道株式会社等の出資による第三セクター。)

■運営主体

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(ともに第二種鉄道事業者)

■事業概要

整備延長	・全区間	新大阪～久宝寺間(約20.3km)
	・新線建設区間	新大阪～淡路(約3.2km)
	・複線化区間	淡路～久宝寺(約17.1km)
	・電化区間	新大阪～久宝寺間(約20.3km)
旅客駅	・設置駅数	13駅
	・ホーム長	8両対応
事業手法	・国の「幹線鉄道等活性化事業費補助制度」の適用による鉄道整備	
	・連続立体交差事業(JR俊徳道～新加美間 約3.5km)の実施	
整備時期	・放出～久宝寺	平成20年3月開業
	・新大阪～放出	平成30年度末

※ 第三種鉄道事業者: 鉄道路線を第一種鉄道事業(自ら鉄道施設を保有し、旅客又は貨物の運行を行う事業)を営業者者に譲渡目的をもって敷設する事業、或いは当該鉄道路線を第二種鉄道事業を営業者者に専ら使用させる事業

※ 第二種鉄道事業者: 自らが敷設した鉄道路線以外の鉄道路線を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業

事業の経緯

昭和27年12月	城東貨物線客車運行促進同盟会結成
35年 8月	城東貨物線電化客車運行促進連盟結成
38年 3月	都市交通審議会答申第7号(新設すべき路線として大阪外環状線を位置づけ)
46年12月	都市交通審議会答申第13号(新設すべき路線として大阪外環状線を位置づけ)
56年 4月	国鉄に対し複線化及び電化の運輸大臣認可
58年 4月	俊徳道～加美間連続立体交差事業の採択
62年 4月	西日本旅客鉄道株式会社が運輸大臣認可を承継
平成元年 5月	運輸政策審議会答申第10号 (2005年までに整備することが適当である路線として答申)
8年 5月	幹線鉄道等活性化事業費補助の適用事業として採択
8年11月	建設主体となる「大阪外環状鉄道株式会社」設立
8年12月	鉄道事業免許取得(第三種鉄道事業:大阪外環状鉄道株式会社) (第二種鉄道事業:西日本旅客鉄道株式会社)
11年 2月	都島～久宝寺間環境影響評価書を大阪府知事に提出
11年 2月	都島～久宝寺間の工事施行について運輸大臣認可
11年 3月	俊徳道～加美間の連続立体交差事業の都市計画決定
11年 6月	工事着工
12年 3月	俊徳道～加美間の連続立体交差事業の事業認可
14年11月	新大阪～都島間環境影響評価書を大阪府知事に提出
14年12月	新大阪～都島間の工事施行について国土交通大臣認可
17年 2月	工事完成期限の延長(平成23年度末)
19年 8月	路線名、駅名の決定
20年 3月	放出～久宝寺間が開業
21年 9月	工事完成期限の延長(平成30年度末)

環境と快適

環境への配慮

おおさか東線の整備にあたっては、以下のような対策の実施により、周辺環境への影響をできる限り小さくするように努めています。

- 騒音・振動の少ないロングレールの採用
(急なカーブや分岐器部を除く)
- 弾性まくらぎ直結軌道の採用 (高架区間)
- 消音バラストの散布 (高架区間)
- 必要に応じた防音壁の設置
- 必要に応じた既設橋梁の防音対策



快適・便利さをめざして

おおさか東線の整備にあたっては、すべての方に利用していただきやすい駅づくりに努めています。



● エレベーターとエスカレーターの設置 (全駅)



● わかりやすい案内表示の整備
(音声案内、点字案内板を含む)



● 誘導・警告ブロックの整備

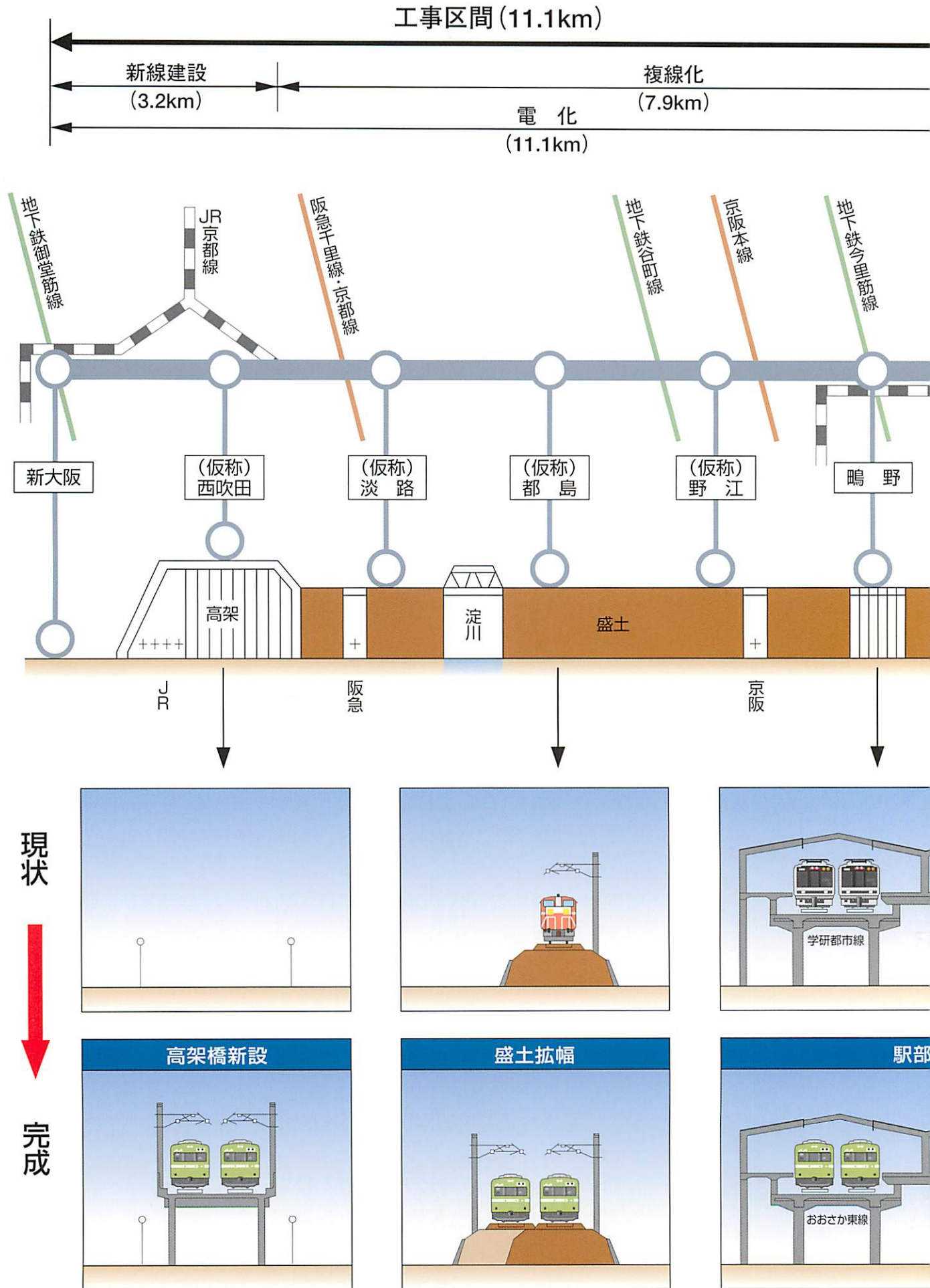


● 多機能トイレの設置
(可動式手すり、オストメイト対応設備など)



● 待合室

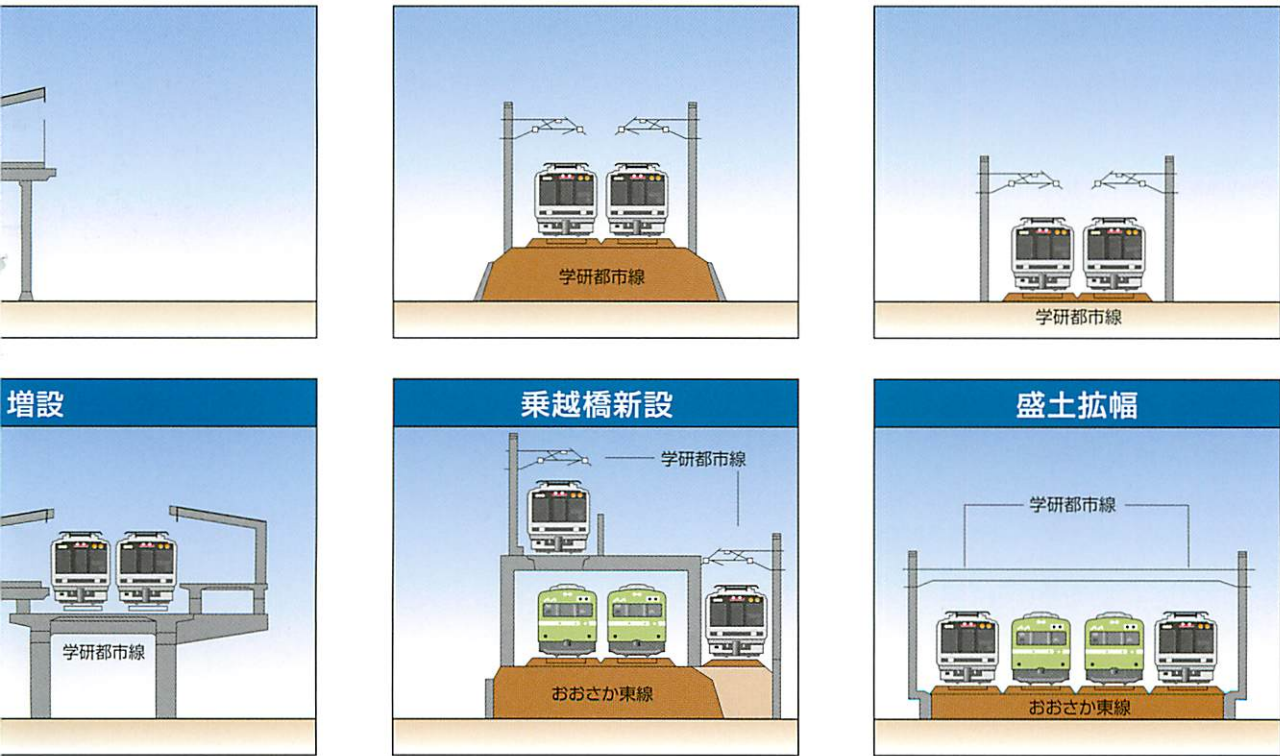
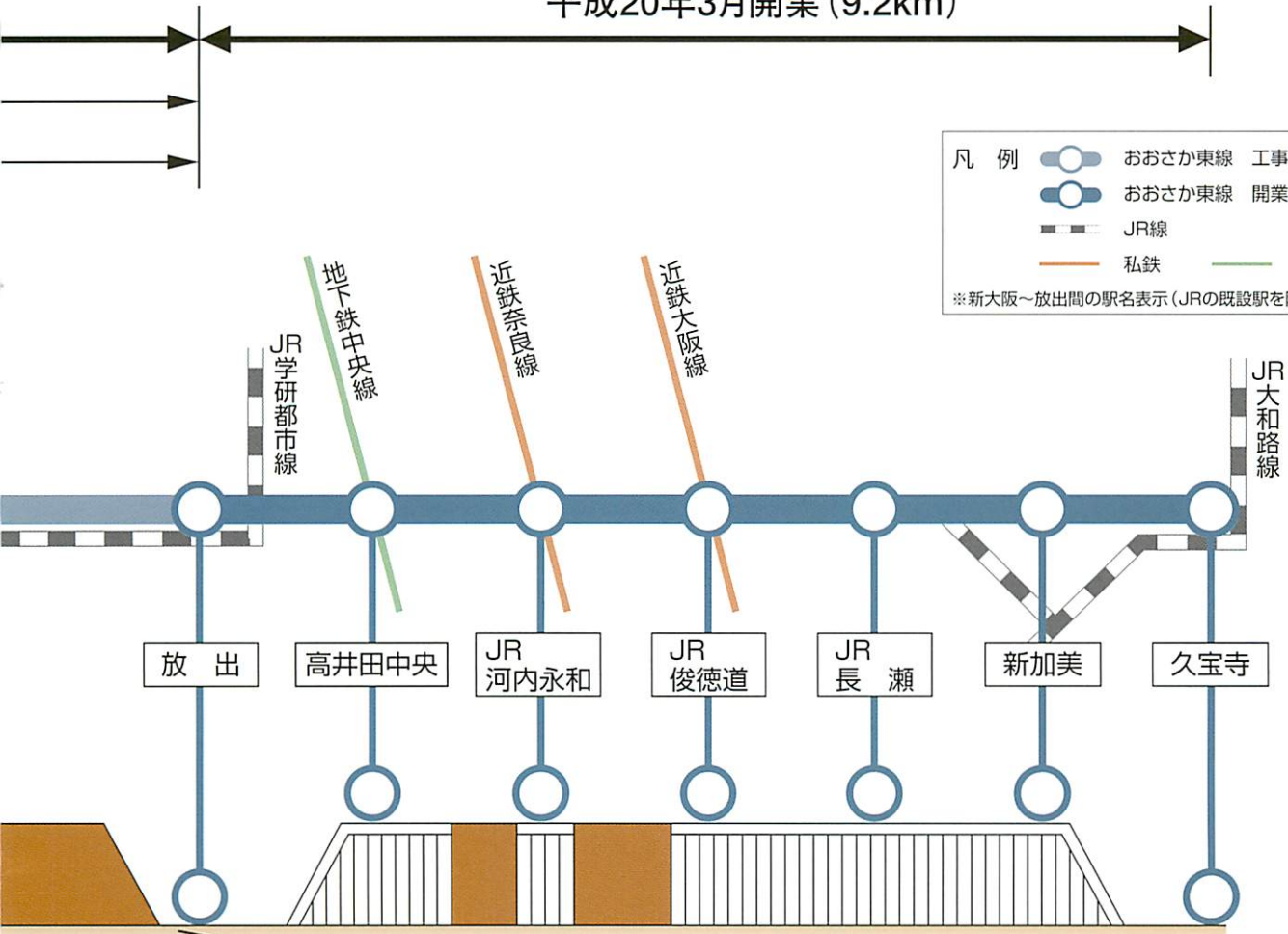
工事の概要 (新大阪～放出間イメージ図)



平成20年3月開業 (9.2km)

凡例		おおさか東線 工事区間
		おおさか東線 開業区間
		JR線
		私鉄
		地下鉄

※新大阪～放出間の駅名表示 (JRの既設駅を除く) は仮称です





大阪外環状鉄道株式会社

- 会社名 ○ 大阪外環状鉄道株式会社
Osaka Soto-Kanjo Railway Co., Ltd
- 所在地 ○ 〒541-0043
大阪市中央区高麗橋二丁目1番10号(高麗新ビル4階)
TEL (06) 4707-0201 (総務部・財務部)
-0202 (企画部)
-0203 (調整部)
FAX (06) 4707-0200
URL <http://www.osr.co.jp/>
- 設立 ○ 平成8年11月21日
- 出資者 ○ 大阪府・大阪市・東大阪市・吹田市・八尾市・
西日本旅客鉄道株式会社(他51社)
- 事業目的 ○ 1. 鉄道事業法に基づく鉄道事業
2. 鉄道事業法に基づく鉄道施設の貸付及び譲渡 ほか
- 組織 ○

代表取締役社長 取締役 監査役	総務部
	財務部
	企画部
	調整部

(平成21年10月1日現在)

おおさか東線建設

本工事は、おおさか東線建設工事（新大阪～放出）のなかで、城東区榎並地区において、現在の城東貨物線の盛土の拡幅や橋りょうの改築とともに新駅の設置を行うものです。

工事は細心の注意を払いながら実施しますが、どうしても騒音や振動を避けることができません。工事期間中、沿線の皆様には何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひします。



くために、着手前の家屋の状態について調査を行なう必要があります。この家屋調査は工事着手に先立ち実施させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査対象家屋につきましては、工事による影響範囲から想定し、別途お知らせします。

4. 工事の工程（予定）

工事等の種類	H 24年	H 25年	H 26年	H 27年	H 28年	H 29年	H 30年	H 31年	
準備工		■							
盛土拡幅・橋りょう改築工事		■							
線路工事・電気工事			■			■			
新駅工事		■							

5. 連絡先

工事についてお気づきの点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡願います。

事業主体 (事業内容に関すること)	大阪外環状鉄道(株) 調整部 大阪府中央区高麗橋2-1-10 高麗新ビル4F TEL: 06-4707-0203
発注者 (工事内容に関すること)	西日本旅客鉄道(株) 大阪工事事務所 おおさか東線工事所 大阪府淀川区西中島5-4-20 中央ビル7F TEL: 06-6304-1078
施工者 (工事内容に関すること)	(株)奥村組 JR野江工事所 (仮事務所) 大阪府城東区蒲生3-10-19 TEL: 06-4255-5530

工事（複並地区）

1. 工事の概要

① 準備工事

構造物の工事に着手する前に、工事ヤード等の整備、仮囲いの設置、構造物に支障する電柱やケーブルの移設工事等を行います。

② 盛土拡幅・橋りょう改築工事

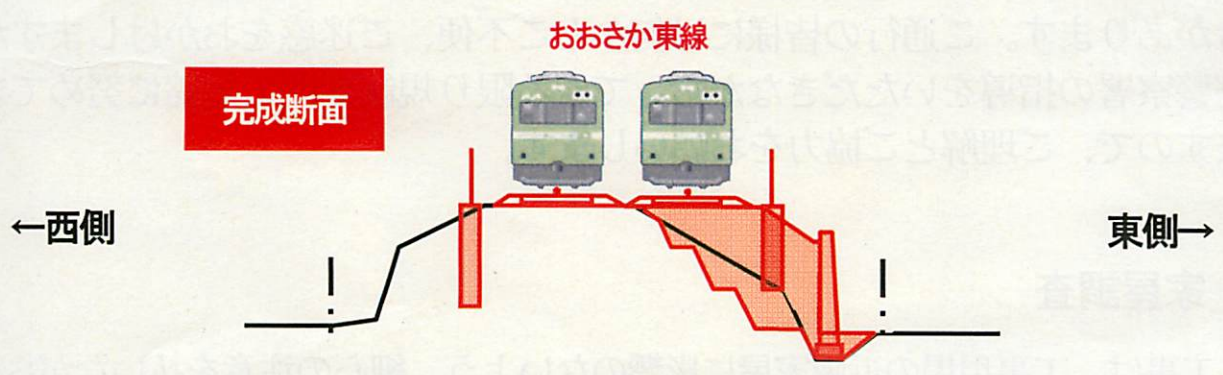
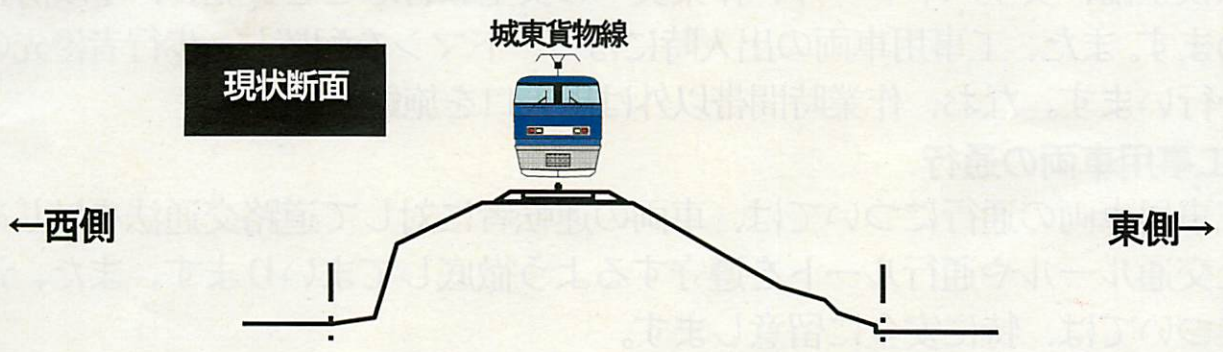
現在単線で運行している城東貨物線を複線化するため、現在の盛土の拡幅、橋りょうの改築工事を行います。

③ 線路・電気工事

盛土拡幅・橋りょう改築工事が完成した後に、線路を敷設します。あわせて電気関係設備を新設します。

④ 新駅工事

高架橋を構築し、高架上にホーム、高架下に駅舎を設置します。



盛土部の断面例

2. 工事の実施

① 作業日及び作業時間帯

作業は基本的に月曜日から土曜日（祝日含む）の8：00～18：00頃に行う計画ですが、作業の内容により作業時間が前後する場合や、日曜日にも作業を行う場合があります。また、道路上や線路内での一部の工事は、ご通行の方々や列車の安全を確保するため、夜間の作業が必要となる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。（夜間作業日は、事前に別途ご連絡いたします）

② 工事騒音・粉じん等に対する対策

使用する機械は低騒音・低振動型の機種を選定して工事を計画しています。粉じん対策については、必要に応じて散水などを行なう他、必要に応じて工事現場との境界付近に工事用の仮囲い等を設置する予定です。

③ 工事中の安全対策

工事にあたっては、安全を最優先した工事計画をたて、日々、工事関係設備の点検整備、安全パトロール、作業員への安全教育などを実施し、事故防止に努めます。また、工事用車両の出入時にはガードマンを配置し、歩行者優先の誘導を行います。なお、作業時間帯以外は出入口を施錠します。

④ 工事用車両の通行

工事用車両の通行については、車両の運転者に対して道路交通法をはじめとした交通ルールや通行ルートを遵守するよう徹底してまいります。また、通学路については、特に安全に留意します。

⑤ 工事に伴う道路の通行規制

盛土拡幅・橋りょう改築工事においては、道路の通行規制をさせていただく場合があります。ご通行の皆様には何かとご不便、ご迷惑をおかけしますが、所轄警察署の指導をいただきながら、できる限り規制期間の短縮に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

3. 家屋調査

工事は、工事現場の近隣家屋に影響のないよう、細心の注意を払いながら実施しますが、万が一工事により家屋に損傷が生じた場合に公正な補償をさせていただきます。